佐八酒消組監第２４号
令和７年１２月１日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者　西田三十五　様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
監査委員　浅羽芳明
監査委員　江澤眞一

令和７年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第２項及び第４項の規定により、令和７年度佐倉市八街市酒々井町消防組合の定期監査を執行したのでその結果報告書を同条第９項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和７年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書

第１　定期監査の対象所属

消防本部警防課、救急課及び指揮指令課

第２　定期監査の対象期間

令和７年４月１日から令和７年９月３０日まで

第３　定期監査の実施日

令和７年１１月２５日（火）

第４　定期監査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第５　定期監査の方法

定期監査資料として、帳票、帳簿及び書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的かつ効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行いました。

内容聴取については、それぞれの所属の所管事務事業の執行状況等について質疑応答の方法で行いました。

第６　定期監査の結果

１　予算の執行状況

予算の執行状況は、適正であると認められました。

２　事務事業の執行状況

主な事務事業の執行は、適正であると認められました。

３　事務の処理状況

事務の処理状況は、おおむね良好であると認められました。

４　留意及び改善を要する事項

各課の事務事業が適正に行われていること、予算の執行並びに各事業が適正に処理されていることが確認できました。今後も安全性や健全性の確保を重視しつつ、効率的・効果的な事業運営に努め、適正な予算処理をお願いします。

消防車両の更新については、財政状況による制約を免れない厳しい状況にはありますが、構成市町とよく協議し、計画的にすすめるようお願いします。

また、現状における課題については、どの課も現在の人員配置での業務遂行に苦慮されているようですが、今後も引き続き、組合の将来を見据えた人材育成や業務効率化への取り組みを推進いただき、課題解決が図れるよう要望します。